

政府調達苦情検討委員会運営要領

平成 7年12月26日
政府調達苦情検討委員会決定
平成12年10月20日改正
平成20年 1月11日改正
平成26年 3月 7日改正
平成31年 2月 1日改正

「政府調達苦情処理推進会議運営要領」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議議長決定)2の規定に基づき、政府調達苦情検討委員会運営要領を次のとおり定める。

1. 委員長

- (1) 委員長は、会務を総理する。
- (2) 委員長は、議長として、委員会の議事を運営する。
- (3) 委員長は、委員の互選により定める。
- (4) 委員長に、事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2. 委員

- (1) 委員は、委員会又は分科会における検討に参加する。
- (2) 委員は、非常勤とする。
- (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は再任されることができる。
- (5) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- (6) 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して政府調達苦情処理推進会議議長により解任されることがない。
 - 破産手続開始の決定を受けたとき
 - 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

3. 委員会の開催

- (1) 委員長は、委員会の開催を招集する。

- (2) 委員長は、委員会の開催を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所、及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ないときは、この限りでない。

4. 会議の議決

- (1) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5. 議事録

- (1) 委員会においては、議事録を作成する。
- (2) 議事録は、原則として一般に公開することはしない。

6. 委員長の専決事項

- (1) 委員長は、委員会が決することとされている事項のうち次に掲げるものについては、委員会の議決を経ずに決することができる。

苦情申立ての受理及び却下

関係調達機関に対する契約締結又は契約執行停止の要請

の要請に関係調達機関が従うことができない理由が、認めるに足りるものかどうかの判断

苦情申立人及び関係調達機関に対する説明、主張、文書の提出等の要求

関係調達機関に対する説明、主張、文書の提示等の要請

弁護士以外の代理人の承認

弁護士以外の代理人の承認の取消し

補佐人の出席の承認

補佐人の出席の承認の取消し

苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可

証人の出席の許可

委員会の公開

公聴会の開催

技術者等からの意見の聴取

供給者が提出した商業上の秘密情報の開示

迅速処理の手続の適用

- (2) 委員長は、前項の専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知する。

7. 分科会

- (1) 委員長は、委員会の同意を得て、政府調達に係る苦情を検討するために必要があると認めるときは、専門的事項に応じて分科会を設置することができる。ただし、委員会の同意を得ないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 委員長は、前項ただし書の規定により分科会を設置したときは、その旨を次の委員会に報告する。
- (3) 委員長は必要があると認めるときは、政府調達に係る苦情の検討を分科会に付託することができる。
- (4) 分科会に座長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- (5) 分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (6) 1.及び3.から6.まで(1.(3)並びに6.(1)、及び を除く。)の規定は、分科会に準用する。

8. 専門委員

- (1) 委員会に、専門委員を置くことができる。
- (2) 専門委員は、委員長の指定する分科会における検討に参加する。
- (3) 専門委員は、非常勤とする。

9. 分科会の検討の結果及び提案

- (1) 分科会の検討の結果及び提案は、委員長の同意を得て、委員会の検討の結果及び提案とすることができる。
- (2) 委員長は、前項の同意をしたときは、当該同意に係る検討の結果及び提案を次の委員会に報告する。

10. 雑則

この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。